

公立大学法人滋賀県立大学名誉教授称号授与規程

平成 1 8 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第46号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第16条第2項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）の名誉教授の称号の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(名誉教授の称号)

第2条 名誉教授の称号の授与の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考する。

- (1) 本学の学長、副学長または教授として15年以上勤務し、教育上または学術上の功績が顕著であった者
- (2) 本学の学長として、特に功勞の顕著であった者
- (3) 第1号の年数には達しないが、本学の学長、副学長または教授として教育上または学術上の功績が特に顕著であった者

(勤務年数の算入)

第3条 前条第1号に規定する勤務年数には、次の期間を教授として勤務した期間に算入する。ただし、本学に学長、副学長または教授として5年以上勤務した者に限る。

- (1) 本学の准教授としての勤務年数はその2分の1、専任講師としての勤務年数はその3分の1
- (2) 本学以外の大学（大学院大学および短期大学を含む。）または国立大学法人法（平成15年法律第112号）に定める大学共同利用機関の教授としての勤務年数はその2分の1、准教授としての勤務年数はその3分の1、専任講師としての勤務年数はその4分の1

(推薦)

第4条 第2条各号のいずれかに該当し、名誉教授の称号を授与することが適当であると認められる者があるときは、学部長は教授会の議を経て、理事長に推薦するものとする。

(選考)

第5条 理事長は、前条の規定により推薦された者について教育研究評議会に諮り、名誉教授の称号の授与の対象者を選考する。

- 2 理事長は、前条の規定にかかわらず、学部にも所属しなかった者について教育研究評議会に諮り、名誉教授の称号の授与の対象者を選考することができる。

(称号の授与)

第6条 名誉教授の称号の授与は、別記様式の辞令書を交付して行う。

(礼遇)

第7条 名誉教授の称号を授与された者に対しては、本学の諸式典および重要行事への招待、諸施設の利用に関する便宜の供与、刊行物の贈呈その他適当な方法をもって礼遇する。

(取消)

第8条 名誉教授の称号を授与された者がその荣誉を汚す行為があり称号を保持するに適當でないと認められたときは、教育研究評議会の議を経て、称号の授与を取消し、辞令書を返付させるものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県立短期大学および滋賀県立大学看護短期大学部における専任教員としての勤務は、本学における勤務とみなす。
- 3 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）施行前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に定める大学共同利用機関は、第3条第2号の大学共同利用機関とみなしてこの規程を適用する。
- 4 既に滋賀県立短期大学および滋賀県立大学看護短期大学部において名誉教授の称号を授与された者は、この規程に基づき称号を授与されたものとみなす。
- 5 この規程の施行日以前に、名誉教授の称号が授与されている者は、この規程により選考された名誉教授とみなす。

付 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前における助教授として勤務した期間は、准教授として勤務した期間とみなす。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。